

令和7年度

坂戸市交通安全実施計画



坂 戸 市

目 次

1 計画策定の趣旨	1
2 重点推進事項	1
第2章 令和6年までの第11次坂戸市交通安全計画の目標達成状況	2
1 令和3年から令和6年までの交通事故死者数	2
2 令和3年から令和6年までの交通事故負傷者数及び重傷者数	2
第3章 道路交通環境の整備等	3
1 交通安全施設の整備	3
（1）実施方針	3
（2）実施内容	3
2 交通規制の促進	3
（1）実施方針	3
（2）要望の内容	3
3 注意喚起用看板等の設置	4
（1）実施方針	4
（2）実施内容	4
4 放置自転車対策の推進	4
（1）実施方針	4
（2）実施内容	4
第4章 交通安全思想の普及徹底	5
1 交通安全教育の推進	5
（1）実施方針	5
（2）実施内容	5
2 広報活動等の充実	5
（1）実施方針	5
（2）実施内容	6
第5章 交通安全推進団体等の主体的活動の促進	7
1 実施方針	7
2 実施内容	7
（1）坂戸市交通安全推進協議会の支援	7
（2）西入間交通安全協会の支援	7
（3）坂戸市交通指導員連絡会の支援	7
（4）坂戸市交通安全母の会の支援	7
第6章 被害者救済対策の充実	8
1 実施方針	8
2 実施内容	8
（1）交通遺児等への援護	8
（2）市町村交通災害共済への加入促進	8
（3）自転車損害保険等への加入促進	8

第1章 計画策定の趣旨及び重点推進事項

1 計画策定の趣旨

この計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第26条第4項の規定に基づき、本市の区域内における陸上交通の安全に関する総合的かつ計画的な施策の大綱となる、第11次坂戸市交通安全計画（令和3年度から令和7年度）に沿って、令和7年度に本市や関係機関が講じようとする施策及び関係団体等の活動についてまとめたものです。

本市における令和6年中の交通事故の状況は、

人身事故件数 202件（前年237件）

死者数 0人（前年2人）

負傷者数 224人（前年274人）

となっており、いずれも前年に比べ減少しました。

また、歩行中の事故による死傷者数は42人（前年45人）であり、自転車乗車中の事故による死傷者数は57人（前年66人）となっており、前年に比べ減少しました。

さらに、65歳以上の高齢者の負傷者数は45人（前年50人）であり前年に比べ減少しましたが、事故全体に占める割合は20.1%（前年18.1%）と前年に比べ増加しております。

交通事故の発生件数は減少傾向であるものの、依然として根絶できない状況から、第11次坂戸市交通安全計画の重点施策である

- 1 高齢者及び子供の安全確保
- 2 自転車及び歩行者の安全確保
- 3 交通事故が起こりにくい環境づくり

を進めるため、令和7年度に実施する交通安全に関する事業や活動等を具体的に記載した、この実施計画を策定しました。

2 重点推進事項

この実施計画では、第11次坂戸市交通安全計画の重点施策に基づき、下記の重点推進事項を推進することにより、交通事故の発生を抑え、交通事故死者数及び負傷者数の減少に努めるものとします。

【重点推進事項】

- 1 道路交通環境の整備等
- 2 交通安全思想の普及徹底
- 3 交通安全推進団体等の主体的活動の促進
- 4 被害者救済対策の充実

第2章 令和6年までの第11次坂戸市交通安全計画の目標達成状況

第11次坂戸市交通安全計画では、令和3年から令和7年までの5年間平均で

(1) 交通事故死者数を1人以下とする。

(2) 負傷者数を330人以下、うち重傷者数を26人以下とする。

という目標を設定し、達成することを目指しています。

各目標における、令和3年から令和6年までの達成状況は下記のとおりです。

1 令和3年から令和6年までの交通事故死者数

項目	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
死者数	0人	1人	2人	0人
平均 (R3～R6)	0.75人			
評価	目標(1人以下)達成			

坂戸市内における交通事故死者数は、令和3年は0人、令和4年は1人、令和5年は2人、令和6年は0人でした。令和3年から令和6年までの4年間における死者数の平均0.75人と、目標の1人以下を達成しています。

2 令和3年から令和6年までの交通事故負傷者数及び重傷者数

項目	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
負傷者数 ()内は重傷者数	277人 (32人)	272人 (24人)	276人 (33人)	224人 (26人)
平均(R3～R6) ()内は重傷者数	262人(29人)			
評価	目標(負傷者数330人以下、重傷者数26人以下) 未達成			

坂戸市内における交通事故負傷者数は令和3年は277人(うち重傷者32人)、令和4年は272人(うち重傷者数24人)、令和5年には276人(うち重傷者数33人)でしたが令和6年には224人(うち重傷者数26人)と減少に転じています。令和3年から令和6年までの負傷者数の平均は262人と、目標の330人以下を達成していますが、重傷者数の平均は29人と、目標の26人以下よりも3人多いため、目標を達成できていません。

第3章 道路交通環境の整備等

1 交通安全施設の整備

関係機関	飯能県土整備事務所、西入間警察署、都市整備部
------	------------------------

(1) 実施方針

交通安全施設については、人命尊重の理念のもとに安全、円滑かつ快適な交通環境を実現することを目標に、道路交通を取り巻く状況を考慮しながら、道路反射鏡や効果的な道路標示を含めた区画線等の交通安全施設の整備を推進する。

(2) 実施内容

坂戸市交通安全施設設置工事

区 分	事業内容 (令和7年度当初予定)
道路反射鏡設置	20基
道路照明灯設置	2基
区画線設置	11,800m
通学路安全対策区画線設置	11,800m

2 交通規制の促進

関係機関	西入間警察署、市民部
------	------------

(1) 実施方針

交通事故防止と交通の円滑化を推進するため、交通規制の必要な場所については、地元の意見を踏まえ、交通規制の要否について検討し、実施する。

(2) 要望の内容

ア 危険交差点への交通信号機設置等の促進（西入間警察署へ要望）

定周期式交通信号機設置 22か所

押ボタン式交通信号機設置 32か所

交通信号機の改良 16か所

イ 新設道路等の整備に伴う交通信号機設置要望（西入間警察署へ要望）

駅東通線 2か所

関間千代田線、共栄関間線 2か所

谷治川通線、石井中央通線 1か所

三芳野若葉線 1か所

坂戸西スマートICアクセス道路 1か所

旧大家公民館交差点 1か所

大谷橋交差点（東坂戸2丁目） 1か所

ウ その他効果的な交通規制の促進（随時西入間警察署へ要望）

3 注意喚起用看板等の設置

関係機関	市民部
------	-----

(1) 実施方針

交通事故の危険性が高い場所に「交差点注意」、「スピード落とせ」及び「危険 一時停止」等の反射立看板の設置を推進する。

(2) 実施内容

反射立看板設置予定 40 枚

4 放置自転車対策の推進

関係機関	市民部
------	-----

(1) 実施方針

駅周辺における自転車の放置は、歩行者や自動車の通行の妨げになるなど市民の良好な生活環境が阻害されるだけでなく、都市景観を著しく損なうこととなるため、放置自転車の解消を目指した諸施策を更に推進する。

(2) 実施内容

ア 自転車利用者の利便と駅周辺の環境整備を図るため、若葉駅、坂戸駅及び北坂戸駅等の自転車駐車場の管理運営について万全を期し、なお一層の利用促進を図る。

イ 坂戸市自転車放置防止条例に基づく放置自転車の撤去及び移送を徹底して行い、放置させない環境づくりに努める。

特に、自転車放置禁止区域に指定している若葉駅西口・東口、坂戸駅北口・南口及び北坂戸駅西口・東口周辺の自転車の放置に対しては、警告及び撤去を変則的に行うなど解消に向け積極的に取り組む。

ウ 自転車放置禁止区域外については、不定期に撤去を行う。

エ 放置自転車問題の解消を目指し、広報及び啓発活動を推進する。

オ 坂戸駅及び北坂戸駅に誘導員を配置し、自転車駐車場への誘導及び自転車の整理を行うとともに、駐車場内の清掃を行う。

第4章 交通安全思想の普及徹底

1 交通安全教育の推進

関係機関	西入間警察署、市民部、こども健康部、福祉部、教育委員会事務局
------	--------------------------------

(1) 実施方針

交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識の高揚及び交通ルールへの遵守に努め、相手の立場を尊重する良き社会人を育成するため、関係機関・団体と協力し、交通安全教育の推進を図る。

(2) 実施内容

ア 子供と高齢者の交通安全教育を推進する。特に、近年の特徴である高齢者の事故が多いことから、関係機関・団体と連携し、高齢者交通安全教育等を実施する。

イ 通学路における危険な交差点において、交通指導員による毎朝の立哨指導及び交通安全教室等の特別指導を実施する。

ウ 西入間警察署及び市交通安全母の会と連携し、金融機関や商業施設において、自転車利用者に「自転車安全利用五則」の周知や、反射材等の普及を図り、自転車による交通事故防止啓発を行う。

また、県で委嘱した自転車安全利用指導員と連携し、駅周辺において自転車利用者に対する啓発活動を行い、自転車利用者のマナー向上に努める。

エ 自転車を利用する小学生に対し、「埼玉県子ども自転車運転免許制度」を導入し、早い時期から自転車の安全な乗り方を指導して、交通安全意識の醸成を図る。

オ 飲酒運転根絶のため、飲食店を個別訪問し「飲酒運転をさせない環境づくり」などの飲酒運転撲滅キャンペーン等を実施する。

2 広報活動等の充実

関係機関	西入間警察署、市民部、こども健康部、福祉部、教育委員会事務局
------	--------------------------------

(1) 実施方針

市民一人ひとりの交通安全意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけるため、交通安全運動を展開するとともに、交通安全広報を積極的に推進する。

また、「道路交通法」及び「坂戸市自転車の安全な利用に関する条例」に基づき、自転車乗車用ヘルメットの着用を促進する。

(2) 実施内容

ア 交通安全運動の推進

春、秋の全国交通安全運動及び夏、冬の交通事故防止運動の重点目標を定め、関係機関・団体と連携して、啓発活動を展開する。

内 容	日 程
春の全国交通安全運動	4月 6日～ 4月15日
夏の交通事故防止運動	7月15日～ 7月24日
秋の全国交通安全運動	9月21日～ 9月30日
冬の交通事故防止運動	12月 1日～12月14日

イ 広報の推進

広報さかど、市ホームページ、市庁舎懸垂幕の掲出、横断幕の掲出、交通安全に関する各種パンフレット等の配布及び広報車による市内巡回等各種の広報媒体を活用して、効果的な広報活動を積極的に展開する。

ウ 交通安全に関する普及活動の推進

駅又は街頭において、関係機関・団体と連携したキャンペーンを実施するほか、交通安全に関する普及啓発活動の推進を図る。

あわせて、自転車乗車時におけるヘルメットの着用及び安全運転を促すため、また、夜間の交通事故防止にも役立ててもらうため、ランドセルやバッグに付けられる「さかろんリフレクター（反射材）」を、四季の交通安全運動、小・中学校で行われる交通安全教室及び自転車安全利用キャンペーン等で配布する（10,000個）。

エ 自転車乗車用ヘルメット着用の促進

自転車を利用する全ての人に対し、自転車乗車用ヘルメットの着用を促進するため「坂戸市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱」に基づき、市内販売協力店でヘルメットを購入した市民に対して、購入費補助金を交付（1個かつ1回限り）する。

また、自転車を利用する際の児童、生徒の安全を確保するため、市内在住のすべての小中学生を対象に自転車乗車用ヘルメットを無償で貸与する。

なお、児童（中学生以下）の自転車乗車用ヘルメットは保護者に対し、高齢者（65歳以上）の自転車乗車用ヘルメットについては本人やその家族等に対し、着用を促す。

第5章 交通安全推進団体等の主体的活動の促進

関係機関	西入間警察署、市民部
------	------------

1 実施方針

交通安全推進団体等が実施する諸活動の推進を支援する。

2 実施内容

(1) 坂戸市交通安全推進協議会の支援

下記の事業を行っている坂戸市交通安全推進協議会の活動を支援する。

＜事業内容＞

- ・四季の交通安全運動
- ・交通遺児等に対する奨学金の支給

(2) 西入間交通安全協会の支援

下記の事業を行っている西入間交通安全協会に対して補助金を交付する。

＜事業内容＞

- ・交通安全広報活動及び啓発活動
- ・交通安全に関する諸設備の設置及びその維持管理
- ・交通安全教育の実施と支援
- ・交通功労者としての個人及び団体並びに優良運転者の表彰等
- ・新入学児童へランドセルカバーと交通安全冊子の配布
- ・各種交通安全事業への参加及び協力等

(3) 坂戸市交通指導員連絡会の支援

下記の事業を行っている坂戸市交通指導員連絡会の活動を支援する。

＜事業内容＞

- ・交通指導員の資質・技能向上のための研修会等
- ・各種交通安全事業への参加及び協力等

(4) 坂戸市交通安全母の会の支援

下記の事業を行っている坂戸市交通安全母の会に対して補助金を交付する。

＜事業内容＞

- ・会員に対する交通安全研修会等の開催
- ・子供と高齢者を交通事故から守るための調査、研究及び啓発活動
- ・各種交通安全事業への参加及び協力等

第6章 被害者救済対策の充実

関係機関	市民部
------	-----

1 実施方針

交通遺児等の援護及び市町村交通災害共済等への加入促進により、被害者救済対策の充実を図る。

2 実施内容

(1) 交通遺児等への援護

埼玉県交通安全対策協議会で行う交通遺児援護金制度の周知を図る。

また、市では、坂戸市交通安全推進協議会が小学校就学前、小・中学校入学時、進級時及び中学校卒業時にそれぞれ交通遺児等支援・奨学金を支給し、未就学児及び児童生徒の健全な育成を図る。

(2) 市町村交通災害共済等への加入促進

不慮の交通事故に遭った場合の相互扶助の救済制度として、埼玉県総合事務組合が運営している交通災害共済事業への多数の市民の加入を促進するため、広報さかど、市ホームページ等で制度の周知を行う。

(3) 自転車損害保険等への加入促進

自転車による交通事故が発生した場合の被害者救済と加害者の経済的負担の軽減を図るため、自転車利用者に対し、自転車損害保険等への加入を促進する。